

玉川学園第六地区

# 地区防災計画

2026年4月28日

Rev.6

玉川学園第六地区自主防災隊  
玉川学園町内会第六地区

## 目次

用語定義.....	4
1. はじめに.....	8
2. 防災計画の目的.....	8
3. 地域の被害想定.....	8
4. 責務.....	8
4.1. 地区自主防災隊及び第六地区の責務.....	8
(1) 発災時.....	8
(2) 平時.....	8
4.2. 地区自主防災隊役員及び地区役員・支部役員の責務.....	9
(1) 発災時.....	9
(2) 平時.....	9
4.3. 地域住民の責務.....	9
(1) 発災時.....	9
(2) 平時.....	9
5. 地区自主防災隊の活動体制.....	10
5.1. 発災時の活動体制.....	10
5.2. 平時の活動体制.....	10
6. 発災以降の活動概要.....	10
6.1. 震度5強の地震への対応.....	10
6.2. 発災後の行動の流れ.....	10
(1) 発災直後の自身の行動(自助).....	10
(2) 近助.....	11
(3) 共助.....	11
6.3. 地区自主防災隊の活動概要.....	11
(1) 初動期の活動概要(目安:発災から3日目まで).....	11
(2) 急性期以降の活動(発災から3日目以降).....	12
7. 発災以降の防災活動.....	13
7.1. 防災拠点とは.....	13
7.2. 参集.....	13
7.3. 部隊編成.....	13
7.4. 防災拠点の設営.....	13
7.5. 防災拠点の活動.....	14
7.6. 情報伝達.....	15
(1) 簡易無線機による情報伝達.....	15
(2) 簡易無線機による通話手順.....	16
(3) 回覧・ポスティング・掲示板による情報伝達.....	16
7.7. 活動部隊の役割.....	16
(1) 緊急パトロール部隊.....	16
(2) 消火部隊及び避難誘導部隊(その1).....	17
(3) 救助部隊.....	17
(4) 搬送部隊.....	18
(5) 避難誘導部隊(その2).....	18
(6) 防火・防犯パトロール部隊.....	18
(7) 行方不明者の捜索.....	19
(8) 避難施設の開設・運営支援.....	19
7.8. 在宅避難者支援.....	20
(2) 体制.....	21
(3) 装備品及び資機材等.....	21
8. 平時の活動概要.....	21
9. 平時の活動.....	22
9.1. 人材育成.....	22

(1)	防災リーダー育成プログラム.....	22
(2)	防災訓練.....	22
(3)	研修.....	22
9.2.	地区防災計画及び防災資機材の整備・充実.....	22
9.3.	地域の防災力強化.....	23
(1)	防災訓練.....	23
(2)	防災学習会.....	23
(3)	その他.....	23
10.	改訂記録.....	23
11.	《関係資料索引》.....	24
12.	資料.....	25
12.1.	防災活動のタイムラインⅠ.....	25
12.2.	防災活動のタイムラインⅡ.....	26
12.3.	本部用防災地図.....	27
12.4.	防災拠点配置図.....	28
12.5.	編成表.....	29
12.6.	協力要請チラシ.....	29
12.7.	手順書 情報 010-自主防災隊本部と活動部隊の通信.....	30
12.8.	手順書 情報 010-自主防災隊本部と活動部隊の通信.....	30

## 用語定義

玉川学園第六地区の地区防災計画で使用する用語や略語などを定義する。

用語・略語	解説
地区防災計画	<p>地区防災計画については、災害対策基本法第 42 条第 3 項に以下のよう定められている。</p> <p>「市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(以下この項及び次条において「地区居住者等」という。)が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画(同条において「地区防災計画」という。)について定めることができる。」</p> <p>地区防災計画の目的・作成・内容・運用については、「地区防災計画ガイドライン」(内閣府・防災担当)や「地区防災計画とは」(日本防災士会)に下記のように示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成する目的は、地域防災力を高めて、地域を活性化すること</li> <li>・地区の特性に応じて、自由な内容で計画を作成することができる</li> <li>・最初から完璧なものを目指す必要はない</li> <li>・「災害時に、誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきか」等について規定すること</li> <li>・毎年防災訓練を行うこと</li> <li>・人材育成を進めること</li> <li>・定期的に見直しを行うこと</li> </ul>
地区自主防災隊	<p>特に、ことわりが無ければ、玉川学園第六地区自主防災隊を言う。</p> <p>地区自主防災隊は、災害対策基本法で定められた自主防災組織で、発災時の防災活動を担うほか、平時においては、防災訓練などを通して地域住民の防災意識の高揚や啓発活動を実施する。</p>
地区防災会議	<p>地区自主防災隊の会議体である。地区自主防災隊長が主催し、地区自主防災隊役員及び玉川学園町内会第六地区役員、玉川学園町内会第六地区支部役員で構成される。</p>
発災	<p>地区防災計画では、「<b>発災</b>」を町田市で震度 6 弱以上の揺れを観測した時とする。また、発災後に発生する震度 5 弱以上の地震(余震等)が発生した時も「発災」とする。</p> <p>町田市地域防災計画によれば、震度 5 強では、市内の被害状況を把握した上で、必要と判断した場合、避難施設などを開設するとしている。<b>震度 5 強の場合は、緊急パトロールを実施する。</b></p> <p>一方、震度 6 弱以上の地震が発生した場合(町田市内に設置されている複数の地震計の内、一箇所でも震度 6 弱以上を示した場合)、町田市は震災第 3 配備態勢となり、避難施設なども開設される。</p>
初動期 発災直後 超急性期前期 超急性期後期 急性期 亜急性期	<p>初動期:発災から 3 日間程度、但し、群発地震の場合は長期化する場合がある。</p> <p>初動期を発災直後(発災から 6 時間)と超急性期前期(発災 6 時間目から 24 時間目まで)、超急性期後期(発災 24 時間目から 72 時間目まで)に分ける。</p> <p>急性期:発災から 4 日目から 7 日目まで。</p> <p>亜急性期:発災から 1 週間目以降。</p> <p>但し、大規模震災時には、全体に期間が延びる可能性がある。</p>

用語・略語	解説
防災拠点	発災時に地区自主防災隊が活動する拠点(地区自主防災隊の本部(指揮所)や避難者の一時集合場所、活動部隊の待機場所などを含む防災活動の拠点)。発災から3日間程度は、支障が無ければ東玉川学園1丁目児童公園(防災倉庫の前)を防災拠点とする <sup>注</sup> 。発災から4日目以降、こすもす会館に防災拠点を移す。 (注)東玉川学園1丁目児童公園が延焼火災等の危険がおよぶ時は、こすもす会館に防災拠点を移す。
本部(指揮所)	地区自主防災隊の活動部隊を出動させ、活動部隊や本部要員と連携し防災活動全体を統括する。防災活動の指揮所。隊長、副隊長、情報班、本部要員が常駐し、本部は防災拠点に設置する。
活動部隊	発災時に、防災リーダーの指揮のもとで、各種の防災活動を行う部隊。緊急パトロール部隊、消火部隊、避難誘導部隊、救助部隊、搬送部隊、防火・防犯パトロール部隊、避難施設開設部隊、避難施設運営部隊がある。
活動班	平時に於ける地区自主防災隊の活動を担う班組織。情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班がある。各班に、班長、副班長を置く。
隊長、副隊長	玉川学園第六地区自主防災隊の隊長、副隊長
役員	玉川学園第六地区自主防災隊役員及び玉川学園町内会第六地区役員(幹事等)、玉川学園町内会第六地区支部役員を言う。
防災リーダー	防災リーダー育成プログラムに従って、資格を得た人。防災リーダーは、活動部隊などの指揮を執ることができる。
編成表	平時に氏名を登録した編成表。編成表に従い、参集者で活動体制を構築する。尚、隊長や副隊長、情報班長については参集時点で、入れ替える。 通勤・通学及び所用で外出している又は負傷して動くことができないなどの理由で編成表に登録した人が防災拠点に参集できない可能性があり平時に編成表に氏名を登録する場合、複数の次候補も記録することで欠員を防ぐ。
一時集合場所	一時集合場所(「一時」は「いつとき」と言う)は地域の自主防災組織が指定した公園や広場である。避難施設に避難する住民は、ここに集合し、自主防災組織メンバーの誘導のもとに集団で避難施設に移動する。また、近隣住民が安否確認や情報交換を行ったりする場所でもある。この場所と避難施設の間で無線通話によって、避難施設の開設状況や避難者の人数などを連絡する。第六地区では、東玉川学園1丁目児童公園と松風公園を一時集合場所と定めている。 支障が無ければ、東玉川学園1丁目児童公園は、防災拠点としても機能する。
避難広場(避難場所)	町田市が指定した避難場所(町田市では避難広場と読み替えている)は、震災時に拡大する延焼火災から一時的に避難する場所。この地域及び周辺には、昭和薬科大学多目的グラウンド、三井住友海上総合グラウンド、玉川学園大グラウンド、成瀬台小学校グラウンド、成瀬台中学校グラウンド、成瀬台公園がある。
避難施設(避難所)	当地域では、成瀬台小・中学校が震災時の避難施設となる(町田市では避難所を避難施設と読み替えている)。避難者が宿泊することが可能な施設で、法で定められた「指定避難所」である。避難施設は、避難者の仮住まいのほか、情報拠点や飲料水の供給拠点、食料・生活物資の供給拠点などの役割がある。

用語・略語	解説
成瀬台小・中学校避難施設運営会議	避難施設(成瀬台小学校と成瀬台中学校)の開設・運営に関するマニュアル(含む、手順書、帳票類)作成や整備、開設・運営に関わる諸問題・諸課題の解決、避難施設運営に関する地域住民への啓発などを担う組織。東玉川学園・成瀬台地域総合防災訓練の主催者。当組織は、玉川学園第六地区自主防災隊を含む9つの自主防災組織と施設管理者である校長・副校長、町田市防災課及び避難施設指定職員により構成されている。また当地域に係る町内会・自治会の支援も受けている。
施設管理者	避難施設となる小学校、中学校の校長・副校長
避難施設指定職員(略して、指定職員という)	震度6弱以上の震災時、避難施設(成瀬台小学校、成瀬台中学校)に参集する町田市職員。避難施設にそれぞれ4名が指定されている。
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う東京都が指定する病院。 災害拠点病院の敷地内には、町田市が緊急医療救護所を設置し、医師会等との協力の下、トリアージ及び軽症者への手当てを行う。 町田市民病院(旭町 2-15-41)、南町田病院(鶴間 4-4-1)
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院及び市が独自に定める病院。 災害拠点病院と同様に、敷地内に市が緊急医療救護所を設置し、医師会との協力の下、軽症者への手当てを行う。 当地域に近い災害拠点連携病院:町田胃腸病院(旭町 1-17-21)、あけぼの病院(中町 1-23-3)
震災時医療拠点	災害拠点連携病院から離れた地域において拠点病院の代わりに負傷者への医療救護活動を実施する拠点。医師や看護師が救護活動を行う施設。 当地域に近い震災時医療拠点:成瀬台小学校(成瀬台 2-5-2)
二次避難施設	町田市と協定を結び、災害時に要介護者などを受け入れる介護施設。
自主防災隊長会議	玉川学園町内会傘下の8つの地区に結成された自主防災隊の隊長をメンバーとし、地域の防災活動につて協議する場。
在宅避難(在宅避難者)	在宅で避難生活をおくること(その人)。在宅避難している要配慮世帯への水や食料などの配給支援や行政と在宅避難者間の情報伝達支援は、玉川学園町内会第六地区が担う。
要配慮世帯	在宅している全員(小学生以下の子どもを除く)が歩行困難で避難施設に出向き水や食料物資の配給を受け取ることができない世帯。
要配慮者	特に配慮が必要な、要介護者(介護を要する障害者・介護を要する高齢者・介護を要する傷病者)、妊産婦、乳幼児(含む保護者不明の子供)、日本語の話せない外国人など。
避難行動要支援者	要配慮者の内、災害発生時に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図る為に特に支援を必要とする人。
避難行動要支援者名簿	町田市が作成した避難行動要支援者の名簿で、市や地域の民生委員が保有している。(注)市に申請することで町内会、自治会、自主防災組織で保有することができる。
帰宅困難者	帰宅困難者は、玉川学園コミュニティセンターなどが受け入れる。
防災拠点配置図	地区自主防災隊の本部となるテントや避難者の待機用テント、簡易トイレなどの配置を書いた図。夜間の活動に必要な投光器などの配置も図に示される。 状況によっては、感染防止の観点から、待機スペースを分離する。 公園の広さや形状に合わせて、地区自主防災隊が作成する。

用語・略語	解説
安否確認	発災時に、被災者を早期に発見することを目的とした確認行動。「白いタオル出し」運動は、安否確認を素早く進める方法として当地域でも訓練が行われるようになった。過去の大震災の教訓から、家具等の転倒・移動や家屋の倒壊などで閉じ込めに遭った人を早期に発見、救出・搬送し、医療につなげることで、多くの人命を救ったことから、安否確認は、防災・減災の重要な取り組みである。「我が家は無事」を示す「白いタオル」を掲げているお宅をスキップして、一軒一軒、安否を確認して行く。
安否確認表	安否確認の結果を記載する書類。支部又は班単位で、平時に世帯リスト(非会員も含める)を作っておく。定期的な見直しも行う。安否確認後に地区自主防災隊に提出する。
見守りネットワークと見守り地図	町田市第3高齢者支援センターが主催する地域の高齢者を見守る活動である。地域をブロックに分けてブロック毎に、あんしん協力員のもとに、あんしん連絡員が高齢者の見守りをを行っている(当地域はEブロックである)。Eブロックでは、東玉川学園1丁目2丁目の見守り地図(木原方式の見守り地図)を作成し、年に3回の更新作業を行っている。見守り地図には、空き家、高齢の単身世帯、高齢の夫婦世帯、日中に高齢の単身世帯・夫婦世帯になる世帯、医療関係者などがマーキングされている。 見守り地図は、地域の住宅地図を兼ねる。
安否情報届	地区自主防災隊が、発災時の安否確認を行う目的で平時に地域住民の了承を得て集める届出書のこと。当届出書は、封筒に入れ封印した状態で届ける。発災時にのみ、開封して使用する。通常、1年ごとに返却して更新する。(未実施)
避難者登録票	一時集合場所などで、避難施設への入居を希望される人に配付される入居申し込みの書類。家族単位で、代表者の氏名、住所、人数などを記入する。また、避難者登録票には避難施設で役に立つ特技や資格を記入する欄が設けられている。避難施設の入居受付で登録票を提出すると、入居の申請書(避難者名簿)が渡される。
避難者名簿	町田市が用意した複写式の書類で、避難施設への入居時に、入居受付で避難者が記入する。避難施設に入居する家族全員の氏名・年齢・性別や不在家族の情報・住居の被災状況などを記入する。この複写式用紙の一枚は町田市提出用。
道路閉塞	地震による建物や塀、電柱、立木などの倒壊、電線(活線状態の電線)の垂れ下がり、土砂崩れ、道路の陥没、道路沿線の火災などにより道路が通れなくなること。
地域組織	当地域(東玉川学園)で活動する自主防災組織(含む地区自主防災隊)や町内会、自治会を云う。但し、近隣の自主防災組織や町内会、自治会を含む場合もある。
地域団体	玉川学園社会福祉協議会、教育機関(大学、小中学校、幼稚園、保育園)、第3高齢者支援センター、地域の医療機関、地域の介護機関(成瀬ケアセンター、桜実会など)、地域の商店会(玉川学園南口商店会など)、地域コミュニティ等
本文中の【 】	本文中の【 】にて、手順書や帳票類などの名称を示す。

## 1. はじめに

本書は、大震災など公助では対応しきれない災害に対する、当地域(東玉川学園 1 丁目、2 丁目)の防災を担う玉川学園第六地区自主防災隊(以下、地区自主防災隊と称す)及び玉川学園町内会第六地区(以下、第六地区と称す)の行動計画である。

## 2. 防災計画の目的

- ・ 玉川学園第六地区防災計画(以下、防災計画と称す)の対象地域は、東玉川学園 1 丁目、2 丁目とする。但し、他の自主防災組織や自治会と重なる地域については、関係する自主防災組織や自治会との連携を図る。
- ・ 防災計画では、当該地域の地域団体や近隣の地域組織との連携を図ることも目的とする。
- ・ 防災計画の対象となる人々は、対象地域に住んでいる人々及び対象地域で事業を営んでいる人々、対象地域で働いている人々、発災時に対象地域に居た人々(帰宅困難者)とする。
- ・ 防災計画においては、災害時の防災活動を的確に遂行する目的で活動計画を定めると共に、その活動を支える平時の取り組みも定める。
- ・ 発災時の主要な活動については、一般的な通信手段が使えない状況(通信の復旧見込みは 2 週間後)や公的機関の支援が受けられない状況を想定し、自助・共助の観点から活動計画を定める。
- ・ 発災時の活動において、延焼火災に対する消火及び避難などは、地域組織の境界を越えた横断的な取り組みが求められる。その為、地区自主防災隊の活動は、近隣の自主防災組織との連携を前提とする。
- ・ 関係する自主防災組織との連携を図る上で、活動に係わる用語及び活動の手順、情報交換の方法など、連携に必要な事柄を合わせるものとする。
- ・ 防災計画において地区自主防災隊と第六地区の役割と責務、地区自主防災隊と第六地区役員(以下、地区役員と称す)・第六地区支部役員(以下、支部役員と称す)の役割と責務及び地域住民の役割と責務を定める。
- ・ 災害時の防災活動や平時の取り組みについては、被害想定の変化や地域の実情の変化などに対応する為に、適時、見直しを図り改めることとする。
- ・ 防災計画においては、支障のない限り、2023 年 12 月に制定された玉川学園・東玉川学園地区防災計画と町田市地域防災計画との整合性を図る。

## 3. 地域の被害想定

当地域の被害想定については、2023 年 12 月に制定された玉川学園・東玉川学園地区防災計画を参照のこと。

## 4. 責務

### 4.1. 地区自主防災隊及び第六地区の責務

#### (1) 発災時

- ・ 消火、地域住民の安否確認及び救助(救出救命救護)、負傷者などの搬送、避難誘導などの活動を積極的に行うと共に関係する避難施設の開設や避難施設運営を支援する。
- ・ 各活動を円滑かつ効率的に行う為に、活動の拠点となる防災拠点を設営する。
- ・ 関係する地域組織や地域団体と連携して、地域の安全を守る活動(パトロールなど)や在宅避難者支援を実施する。
- ・ 行政組織と連携して、救援活動に協力する。
- ・ 行政組織と連携して、水・食料や緊急物資の配給活動に協力する。
- ・ 行政組織や地域組織、地域団体と連携し、復興事業に協力する。

#### (2) 平時

- ・ 地域住民の中から次代の活動を担う人材を集め、防災教育の場を提供し、防災リーダーの育成を進める。
- ・ 防災リーダーのスキルアップに取り組む。
- ・ 役員(地区自主防災隊役員及び地区役員、支部役員)や隊員(含む、防災サポーター)の防災知識を高め、防災資機材運用の習熟を推進する。
- ・ 防災活動に必要な資機材・装備品を確保し整備する。

- ・ 防災計画に沿った防災訓練や防災研修・講話などを通じて地域住民の防災意識の高揚を図り、かつ防災資機材の取り扱いを指導する。
- ・ 年間の防災の取り組みを通じて、地区防災計画の充実(改訂等)を進める。

## 4.2. 地区自主防災隊役員及び地区役員・支部役員の責務

### (1) 発災時

- ・ 地区自主防災隊の防災活動に積極的に参加する。
- ・ 地区自主防災隊役員及び地区役員、支部役員は、自身や在宅の家族に問題が無ければ東玉川学園 1 丁目児童公園に参集する。尚、簡易無線機、ヘルメット、ヘッドランプ、防火手袋などが貸与されている場合は、装備・携帯して参集する。

#### 《コメント》

参集場所→東玉川学園 1 丁目児童公園(東玉川学園 1-9)

震度 6 弱以上の地震発生で、上記公園に防災活動の拠点を設定し、活動を始める

### (2) 平時

- ・ 地区防災計画を理解し、履行する技量を高める。
- ・ 地区自主防災隊や第六地区の防災の取り組みに積極的に参加する。
- ・ 防災リーダーを目指して防災知識や技量を高め、防災資機材運用の習熟に取り組む。
- ・ 防災リーダーは、自身の防災知識や技量をより高めると共に、防災リーダーの育成に努める。

## 4.3. 地域住民の責務

### (1) 発災時

- ・ 自らの命や家族の命を守る自助の精神を大切にする。
- ・ 近助・共助力を発揮し、自主防災隊の活動に加わり、「わが町は、自分たちで守る」を実践する。
- ・ 自身や在宅の家族が無事なら「白いタオル」を門口に出して「我が家は無事」を知らせる。
- ・ 近隣住民の安否をお互いに声掛けして確認し、安否不明の場合は、地区自主防災隊に連絡する。
- ・ 安否確認中に救助を求める人を発見したら、地区自主防災隊に連絡すると共に救助を手伝う人を集める。
- ・ 火災や家屋・擁壁の倒壊、電柱の倒壊・電線の垂れ下がり、道路閉塞(道路が通行できない状態)などを発見したら地区自主防災隊に連絡する。

#### 《コメント》

地区自主防災隊の連絡先→東玉川学園 1 丁目児童公園(東玉川学園 1-9)

震度 6 弱以上の地震発生で、上記公園に防災活動の拠点を設定し、活動を始める

### (2) 平時

- ・ 家具等の転倒・落下・移動防止対策を実施する。
- ・ 水・食糧・生活必需品の適正な備蓄を実施する。
- ・ 火災警報器や消火器、感震ブレーカーを設置する。
- ・ 防災訓練に参加して、消火器の正しい使い方をマスターする。
- ・ 防災関連の知識を高める。
- ・ 各種のハザードマップや【防災マップ】により地域の防災情報を把握する。
- ・ 地域の防災拠点及び一時集合場所、避難場所(避難広場)、避難施設(避難所)、避難経路などを把握する。
- ・ 家族と共に「おうちで防災訓練」を定期的実施するなど、自宅の防災について家族と話し合う機会をつくる。
- ・ 地区自主防災隊及び成瀬台小・中学校避難施設運営会議、町内会、第六地区が催す防災行事に積極的に参加し、防災関連の知識を高めると共に防災資機材の取り扱いを習得する。
- ・ 近隣住民とのコミュニケーションを図り、いざという時に協力し合える関係をつくりあげる。

## 5. 地区自主防災隊の活動体制

### 5.1. 発災時の活動体制

発災時は、防災活動の機動性を優先する為、指示系統を簡略化する。地区自主防災隊の活動体制を図1に示す。

尚、地区自主防災隊本部には、情報班と避難者支援担当、救護介護担当を置く。

各活動部隊は、隊長、副隊長、情報班長の指示のもと、防災活動を遂行する。

各活動部隊は、防災リーダーが指揮を執る。

本部の指示のもと、部隊間の連携活動も行う。

本部と各活動部隊間及び部隊間の情報伝達は携帯無線機を使う。

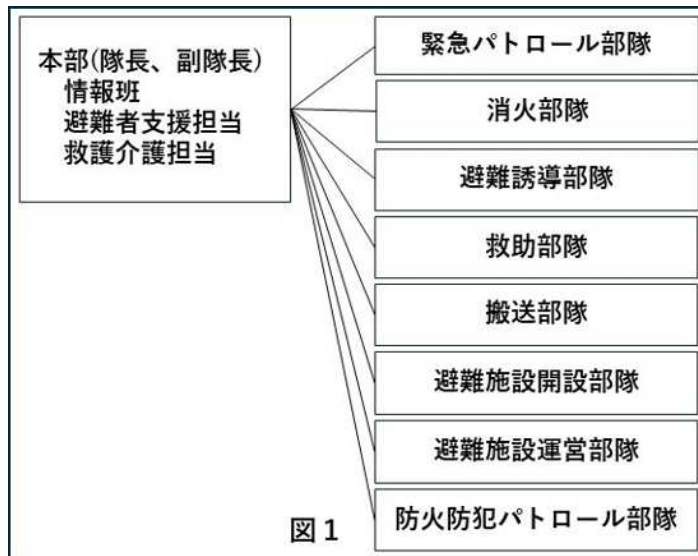


図1

### 5.2. 平時の活動体制

平時は、隊長及び副隊長のもとに情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班を置く。

地区自主防災隊は、災害に備える体制作りを推進し、隊員の防災力強化を目指す。

各班は、発災時に備えて、担当する活動分野に関する防災訓練を企画し、地区自主防災隊と第六地区が協同で実施する。

地区自主防災隊役員及び第六地区役員、第六地区支部役員と共に地区防災会議（地区自主防災隊の会議体）を構成する。

地区防災会議は、隊長が主催する。

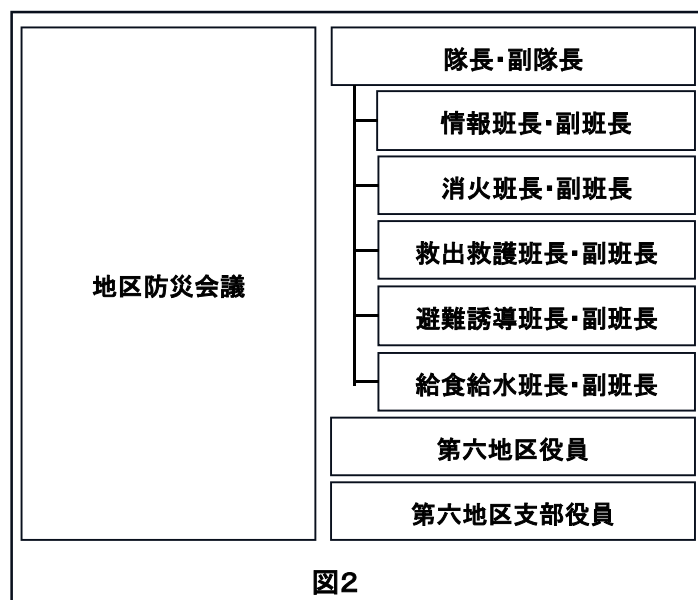


図2

## 6. 発災以降の活動概要

「発災」の定義は、用語定義を参照のこと。尚、活動の詳細は第7章を参照のこと。

### 6.1. 震度5強の地震への対応

町田市で震度5強の揺れを観測した場合は、緊急パトロールによって地域の被災状況（倒壊家屋の有無、火災の有無、崖崩れの有無、道路閉塞の有無など）を把握する。家屋倒壊や火災、崖崩れ、道路閉塞、負傷者等を発見した時は、平時と同様に119番通報する。

### 6.2. 発災後の行動の流れ

発災後の行動の流れを述べる。概要は、資料1の防災活動のタイムラインを参照のこと。尚、火災や土砂災害が発生している場合や救助が必要な負傷者がいる場合は、119番通報を試みる。

#### (1) 発災直後の自身の行動(自助)

- ・ 自身の身の安全を確保する。揺れが収まったら次の行動に進む。
- ・ 屋内の場合、行動する前に、足裏の負傷を防ぐ為にスリッパなどを履く。夜間の場合、懐中電灯などを携帯する。
- ・ 屋内にいる場合は避難経路を確保する。
- ・ 火の元を確認し、電源ブレーカーを切る（地震による強い揺れによって漏電等の危険性が高まる為、通電を遮断しておく必要がある）。
- ・ 家にいる家族の安否を確認する（優先すべきは、自身や在宅家族の安全確保である）。

従って、外出中の家族の安否は後で行うこと。

- ・ 屋外へ出て、近隣の状況(火災、土砂災害、倒木、塀や電柱の倒壊、道路閉塞などの有無)を確認する。
- ・ 自身や在宅の家族の安全が確認され、自宅も無事なら、「白いタオル」を門口に掲げる。
- ・ 火災が迫っている場合や土砂災害の兆候があるときは、近隣住民に避難を呼び掛け、お互い助け合いながら一時集合場所や避難広場などに避難する(消火活動に協力できる人は、家族を避難させると共に、自身は防災拠点である東玉川学園1丁目児童公園へ行き、消火活動に参加する)。
- ・ 家から退避する場合は、窓(雨戸やシャッターがあればそれらも閉める)を閉め、施錠する(防犯上の理由と延焼火災を防止する効果がある)。非常持ち出し袋を忘れずに携行する。
- ・ 差し迫った問題が無ければ、次の行動に進む。

## (2) 近助

- ・ 近隣住人の安否を確認する。確認結果を支部・班長に報告する。班長は、東玉川学園1丁目児童公園の地区自主防災隊に報告する。
- ・ 助けを必要とする住人がいる場合、近隣住民に呼び掛けて協力を求めると共に東玉川学園1丁目児童公園の地区自主防災隊に通報し、救助を要請する。地区自主防災隊の救助部隊に加わり救助活動を実施する。

## (3) 共助

- ・ 地区自主防災隊役員及び地区役員、支部役員は、支障が無ければ、防災拠点(東玉川学園1丁目児童公園)に参集する。
- ・ 防災活動に協力いただける地域住民は、防災拠点(東玉川学園1丁目児童公園)へ行き地区自主防災隊の活動に参加する。

### 6.3. 地区自主防災隊の活動概要

本項で述べる活動は、公助が期待できない場合を前提とする。また、発災直後からの時間経過ごとに活動を振り分けているが、あくまでも目安である。更に、大きな余震などが発生すると、その時点を発災直後として実施する活動がある。

#### (1) 初動期の活動概要(目安:発災から3日目まで)

##### ① 発災直後(目安:発災から6時間)の活動概要

- ・ 地区自主防災隊役員及び地区役員、支部役員は、支障が無ければ、防災拠点(東玉川学園1丁目児童公園)に参集する。
- ・ 参集した人員で【編成表】に従い部隊を編成する。但し、隊長役及び副隊長役、情報班長役については仮の割り振りとして、隊長及び副隊長、情報班長が参集した時点で入れ替える。
- ・ 以下の活動を並行して実施する。
  - ◇ 防災拠点の設営、活動体制の確立(本部設置)。
  - ◇ 地域の被災状況の把握及び地域住民に対して地区自主防災隊への協力を呼び掛ける(本部設置を待たず緊急パトロール部隊を出動させる)。
  - ◇ 住民(支部・班長)からの安否確認情報の収集
  - ◇ 【安否情報届】や【見守り地図】などの避難行動要支援者情報に基づいて、安否確認が不十分な地域の安否確認を実施(緊急パトロール部隊)。
  - ◇ 地域住民や緊急パトロール部隊などからの要請に基づき消火部隊、避難誘導部隊、救出部隊、救命救護部隊、搬送部隊を出動させる。

##### ② 超急性期前期(目安:6時間目~24時間目)の活動概要

- ・ 発災直後の活動に加えて、以下の活動を行う。
  - ◇ 避難施設に避難施設開設部隊を派遣する。
  - ◇ 開設間近の避難施設に避難施設運営部隊を派遣する。
  - ◇ 避難施設との連絡手段(通信手段)を確立する。
  - ◇ 避難施設開設の連絡を受けて避難者を避難施設へ誘導する。
  - ◇ 在宅避難者を把握し、連絡網を確立する。

##### ③ 超急性期後期(目安:24時間目~72時間目)の活動概要

- ・ 定期的(3~4回/日)に防火・防犯パトロールを実施する。

- ・ 大きな余震などが発生したときは、緊急パトロール部隊を出動させる。
- ・ 成瀬台小・中学校避難施設と連携して、連絡網を使って在宅避難者へ下記の情報を発信する。
  - ◇ 地域の被災状況(含む、ライフラインの被災状況)。
  - ◇ 避難施設の開設状況(給水拠点、物資配給拠点などの稼働状況)。
  - ◇ 在宅避難者への支援情報(水・食料の配給情報など)。
- ・ 連絡網を介して在宅避難者からの要望・問い合わせを受ける。
- ・ 在宅避難者支援活動を始める。
- ・ 後の「り災証明書」発行に必要となる、被災状況を調べたり写真に収めたりするよう呼び掛け、合わせて、応急危険度判定と住宅の被害認定の違いを理解してもらうよう呼び掛ける(チラシの配付)。

## (2) 急性期以降の活動(発災から3日目以降)

この時期を、急性期(4日目～1週間目)、亜急性期(1週間目以降)に分ける。

### ① 急性期(目安:4日目～1週間目)の活動

- ・ 防災拠点をこすもす会館に集約する。
- ・ 引き続き、初動期の活動も実施する。
- ・ 在宅避難者支援が軌道にのる。
- ・ 行方不明者の捜索が始まる。

### ② 亜急性期(目安:1週間目以降)の活動

- ・ 行政との連携が多くなる。
- ・ 初動期の活動に加え、在宅避難者の生活支援、復旧・復興支援が中心になってくる。自治体からの情報を収集し、的確に地域住民に伝える。
- ・ 様々な被災者支援に関する諸制度について理解してもらうチラシを配付すると共に説明の場を設ける。
- ・ 高齢者等、申請手続きが困難な人を対象にした支援を実施する。
- ・ 町田市が行う生活相談窓口を地域住民に伝える。
- ・ 地域復興を目的とする地域復興協議会に住民代表として参加し、防災の立場で災害に強いまちづくりをけん引する。

#### 《コメント》

公的支援の申請や応急仮設住宅入居申請には、「り災証明書」が必要となる。これらの申請は申請期限があり、自ら役所等に出向いて申請しなければならない。

「り災証明書」が必要な公的支援

- ・ 被災者生活再建支援金
- ・ 災害援護資金
- ・ 税金の免除
- ・ 災害復興住宅融資

応急仮設住宅の入居 など

## 7. 発災以降の防災活動

### 7.1. 防災拠点とは

防災拠点とは、発災時に地区自主防災隊が活動する拠点である。地区自主防災隊は、支障が無ければ東玉川学園1丁目児童公園を防災拠点とする。但し、延焼の危険など支障がある場合は、こすもす会館周辺に拠点を置く。

発災直後から3日間程度は、東玉川学園1丁目児童公園に地区自主防災隊の本部を設営し、防災活動の拠点とする。

おおむね4日目以降は、こすもす会館に拠点を移し、地域の在宅避難者支援に力点をおいて活動する。

#### 《当地区及び近隣の防災拠点一覧》

地区	名称	住所
第六地区	東玉川学園1丁目児童公園 第6地区防災倉庫前	東玉川学園 1-9
第七地区	玉川学園7丁目児童公園	玉川学園 7-2
第八地区	東玉川学園化石谷公園	東玉川学園 4-3
上記三地区共通	こすもす会館	東玉川学園 4-5-28

### 7.2. 参集

町田市で震度6弱以上の地震の揺れがあった場合、自主防災隊役員、第六地区役員、第六地区支部役員は、自宅や近隣の被害状況を確認した上で、**防災拠点(東玉川学園1丁目児童公園)**に**参集**する。但し、自身や家族、近隣住民などが被災した場合は、その対応を優先する。

震度5強の場合は、緊急パトロールを行い、被害状況に応じた対応を行う。

### 7.3. 部隊編成

- ・ 参集したメンバーにより、【編成表】に基づき、部隊を編成する。但し、隊長役及び副隊長役、情報班長役については仮の割り振りとして、隊長及び副隊長、情報班長が参集した時点で入れ替える。
- ・ 最初に、緊急パトロール部隊の編成を行い、準備ができしだい緊急パトロール部隊を出動させる。
- ・ 次に、本部要員(隊長、副隊長、情報班、本部避難者支援担当、本部救護担当)、の編成を行う。
- ・ 続いて、消火部隊、避難誘導部隊、救助部隊、搬送部隊を編成する。

### 7.4. 防災拠点の設営

- ・ 防災拠点(東玉川学園1丁目児童公園)及び周辺の安全(火災の有無、周辺の家屋や擁壁の倒壊・倒壊の恐れ、電柱・鉄柱等の倒壊・倒壊の恐れや電線の切断・垂れ下がりなど)を確認する。
- ・ 防災倉庫を開錠し、本部を設営し、本部情報班と各活動部隊用の資機材を取り出して出動の準備を行う。雨天の場合は、テントを設営しその中に資機材を展開する。
- ・ 開設ボックスから取り出した【防災拠点配置図】に従って、設営資機材(受付(テーブル)、テント、簡易トイレ及び簡易トイレキットと簡易トイレ用テント、照明器具、作業テーブル、焚き火台、ごみ箱、アンテナなど)を配置して、防災拠点を設営する。

【防災拠点配置図】によれば、防災拠点は下記の構成となる。

- ・ 本部(指揮所)
- ・ 活動部隊の待機エリア(含む、装備品や防災資機材の集積)
- ・ 救護所
- ・ 避難者受付(連絡窓口)
- ・ 避難者の待機エリア
- ・ 感染者の待機エリア・動線の設置(感染者(疑いも含む)がいる場合)
- ・ トイレ(含む、感染者用)
- ・ 照明機器《投光器、ランタン》(夜間)
- ・ 暖房機器《焚き火台》(冬場)
- ・ 電源(発電機・充電器)・充電コーナー
- ・ アンテナ

## 7.5. 防災拠点の活動

### ① 防災拠点の継続的な安全確保

- ・ 防災拠点運営に当たっては、定期的に防災拠点と周辺の安全を確認する。
- ◇ 防災拠点(東玉川学園1丁目児童公園)及び周辺の安全(火災の有無、周辺の家屋や擁壁の倒壊・倒壊の恐れ、電柱・鉄柱等の倒壊・倒壊の恐れや電線の切断・垂れ下がりなど)を確認する。
- ◇ 発電機及び周辺、投光器及び周辺、ランタン、充電コーナーの安全点検(漏電や発火・引火防止:燃料漏れ、接触、転倒、電源コードの挟み込み、電源プラグの状態など)
- ◇ 焚き火台及び周辺、ストーブ及び周辺の安全点検(発火・引火防止:異常燃焼、火の粉、風の状態、燃料漏れ、接触、転倒など)
- ◇ テントの支持状態の確認やアンテナ支柱の状態確認

### ② 地域の被災状況及び安否確認状況の把握

- ・ 隊長・副隊長は、直ちに緊急パトロール部隊を出動させ、地域の被災状況や安否確認状況を本部に適時報告させる。
- ・ 情報班は、緊急パトロール部隊から緊急性の高い報告(火災発生、土砂災害発生及び予兆確認、救助要請など)を受けたら、直ちに隊長・副隊長に報告する。
- ・ 情報班は、連絡窓口にて、地域住民から得た、緊急性の高い報告や救助などの要請を受けたら、直ちに隊長・副隊長に報告する。
- ・ 情報班は、連絡窓口及び緊急パトロール部隊、他の活動部隊から得た被災状況(人的被害、家屋・塀・電柱などの倒壊箇所と状況、土砂崩れ箇所と状況、火災の有無と状況、道路閉塞など)を【本部用防災地図】と【被災状況記録簿】に記録し、適時、隊長・副隊長に報告する。
- ・ 情報班は、安否確認状況を適時、隊長・副隊長に報告する。
- ・ 隊長・副隊長は、安否確認が不十分な地域に緊急パトロール部隊を出動させる。既に、出動中の場合は、出動中の緊急パトロール部隊に安否確認を指示する。

### ③ 本部・情報班の活動(活動部隊の出動及び指揮等)

- ・ 隊長・副隊長は、緊急パトロール部隊や他の活動部隊からの報告及び地域住民からの通報に基づき、活動部隊を出動させ、指揮する。
- ・ 消火部隊を除く各活動部隊は、現場に向かう途中、緊急性の高い被災状況(火災、土砂災害発生及び予兆確認、道路閉塞、救助要請など)を本部に随時報告する。
- ・ 消火部隊は現場に行くことを優先する。各活動部隊は、現場での活動状況(変化や緊急性の高い状況変化など)を本部に適時報告する。
- ・ 隊長・副隊長は、地区自主防災隊の部隊だけでは対応できない場合、近隣の自主防災組織に連絡し、消火部隊や避難誘導部隊の派遣を要請する。

◇ 《活動部隊出動の事象》

No.	事象	出動する部隊
1	発災、安否確認不足	緊急パトロール部隊
2	火災発生の報告及び通報	消火部隊、避難誘導部隊
3	延焼及び延焼可能性大の報告	追加の活動部隊(消火部隊、避難誘導部隊、救助部隊、緊急パトロール部隊)
4	閉じ込め等の救出が必要とされる被災者発見の報告及び通報	救助部隊
5	負傷者発見の報告及び通報	救助部隊、搬送部隊 既に救助部隊が出動している場合は搬送部隊のみ
6	避難誘導で搬送が必要とされる時	搬送部隊
7	発災後の定期的な活動	防火・防犯パトロール部隊
8	発災(但し、震度6弱以上)	避難施設開設部隊(避難施設駆け付け隊)
9	開設完了間際	避難施設運営部隊

- ・ 情報班は、被害及び被災状況を成瀬台小・中学校避難施設を通じて町田市に報告する(成瀬台小・中学校避難施設の指定職員へ)。

- ・ 情報班は、安否確認の進捗状況や結果の把握と安否情報の交換を行う。安否情報の提供(発信)に関しては本人の同意が必要である(例えば、DV 被害者等)。
- ・ 情報班は、地域住民へ協力の呼び掛けを行う(活動への参加呼び掛け、救援物資の提供呼び掛け、など)。但し、チラシ配付は、緊急パトロール部隊に実施させるものと、回覧システムなどを利用するものがある。
- ・ 情報班は、避難者(避難施設入居者)の把握を行う(成瀬台小・中学校避難施設情報班から)。
- ・ 情報班は、他の自主防災組織と簡易無線機による情報伝達体制を確立し、火災や土砂崩れ、道路閉塞などの情報を共有する。特に、延焼火災からの避難や負傷者の搬送(医療拠点への搬送)では、避難ルートや搬送ルートを決する過程で、候補に挙げたルートの安全性を確認する必要がある。その為、ルートにかかる地域の被害状況を共有することで迅速な対応が可能になる。被害状況が不明な場合は、係る自主防災組織は被害状況の把握を優先する。

在宅避難者支援については、「7.8 在宅避難者支援」を参照のこと。

#### ④ 避難者の受け入れと避難

- ・ 避難者支援担当は、避難者の待機場所の受付で避難希望者(避難施設入所希望者)に【避難者登録票】を渡し記入してもらい、提出した人を待機場所に誘導する。
- ・ 避難者支援担当は、感染症警戒時期に於いては、感染防止対策を実施する(専用受付、動線の分離対策、隔離スペースの確保、専用トイレの設置、隔離スペースへの誘導など)。
- ・ 避難者支援担当は、松風公園の一時集合場所に待機スペース等を設置する人員を派遣する。
- ・ 避難者支援担当は、避難施設の情報班と連絡を取り、避難者数などの連絡や、開設通知を待ち受ける。
- ・ 避難者支援担当は、避難施設から避難待機場所の開設通知を受けたら、隊長又は副隊長に、避難誘導部隊の出動を要請する(避難誘導部隊は、避難者を避難施設に避難誘導する)。

#### ⑤ 救護

- ・ 救護担当は、防災拠点で負傷者などの救護を行う。
- ・ 救護担当は、医療が必要な負傷者については、成瀬台小学校の震災時医療拠点に搬送する為、隊長又は副隊長に、搬送部隊の出動を要請する。

#### ⑥ 避難施設開設・運営支援

- ・ 隊長又は副隊長は、適時(防災活動に目途がついたとき)、成瀬台小・中学校避難施設に避難施設開設部隊(駆け付け隊)を派遣する。
- ・ 隊長又は副隊長は、成瀬台小・中学校避難施設の開設通知を受けたら、避難施設運営部隊を派遣する。
- ・ 避難施設支援の詳細は、7.7.活動部隊の活動(8)避難施設の開設・運営支援を参照のこと。

#### ⑦ 装備品及び資機材等

- ・ 防災拠点で使用する主要装備品及び資機材等を【防災資機材・装備品一覧】に示す。

## 7.6. 情報伝達

電話やインターネットの復旧は、発災から 2 週間以降と想定されている。従って、それに代わる情報伝達手段を用いて、防災拠点(自主防災隊本部)及び活動部隊、近隣の自主防災組織、成瀬台小・中学校避難施設、地域団体との連絡体制を確立する。発災以降、成瀬台小・中学校避難施設には、町田市から派遣された避難施設指定職員が常駐し、町田市との連絡役の役割も担っている為、間接的に行政組織との情報交換も可能となる。

特に、近隣の自主防災組織(防災拠点)及び第六地区支部・班との連絡体制の早期構築を実現する。

### (1) 簡易無線機による情報伝達

- ・ 発災以降の情報伝達手段は、通信範囲が約半径 3Km の携帯型簡易無線機を使用する。
  - ・ 携帯型簡易無線機(地区保有:10 台)を用いて構築できる連絡網は以下の通り。
- ◇ 近隣の自主防災組織間の連絡。

- ◇ 地区自主防災隊と成瀬台小・中学校避難施設間の連絡。
- ◇ 地区自主防災隊の本部及び各活動部隊の相互連絡。
- ◇ 緊急物資・給水情報の伝達(成瀬台小・中学校避難施設を介して)。
- ◇ 行政を含む防災関係機関との連絡(成瀬台小・中学校避難施設を介して)。
- ◇ 防災拠点である、こすもす会館との連絡。
- ◇ 主要介護施設(成瀬ケアセンター、桜実会)との連絡。

## (2) 簡易無線機による通話手順

自主防災隊本部と各活動部隊との通話手順を定める。位置情報の伝達は、スマホの GPS 情報の共有機能を使用するか、又は、位置情報を通話にて伝達する。位置情報の精度を高めるために、経度・緯度に周囲の情報(例えば、当該住宅の表札名又は近隣住宅の表札名＋何軒目など)を付け加える。

- ・ 手順書【自主防災本部と活動部隊の通信(1)】
- ・ 手順書【自主防災本部と活動部隊の通信(2)】
- ・ 簡易無線局のチャンネル割り当て

適用	チャンネル	コメント
共通	・ 20	
第一地区ローカル	・ 21	
第二地区ローカル	・ 22	
第三地区ローカル	・ 23	
第四地区ローカル	・ 24	
第五地区ローカル	・ 25	
第六地区ローカル	・ 26	
第七地区ローカル	・ 27	
第八地区ローカル	・ 28	
訓練用	・ 40~60	
避難施設	・ 18	予備 19

- ・ 簡易無線局のユーザーコードは、100とする。

## (3) 回覧・ポスティング・掲示板による情報伝達

- ・ 町内会の回覧システムを利用して在宅避難している地域住民に情報の伝達や情報収集を行う。但し、実施する場合は在宅避難している非会員を回覧システムに組み入れて実施する。
- ・ 重要な情報(例えば、水・食料の配給情報や行政からの通知等)については情報伝達の確度を上げる為に、各戸配付とする。
- ・ 緊急性が高い情報を伝達する場合は、班長又は班の情報担当が中心となり、各戸配付のポスティングを実施する。
- ・ 緊急性が低く、情報の有効期間が長いものについては、回覧及び掲示板を利用する。

## 7.7. 活動部隊の役割

ここで述べる活動の多くは、公的機関による活動が本格化するまでの繋ぎの活動であるが、過去の大震災の教訓から、人命救助と延焼防止の為に 10 分以内の消火活動開始や1時間以内の救助と負傷者の医療機関への搬送が欠かせない。

### (1) 緊急パトロール部隊

#### ① 活動内容

- ・ 緊急パトロール部隊は、最優先で火災の有無を確認し、火災を発見したら本部に通報する。その際に、そこまでの経路の被災状況(特に道路閉塞など)を合わせて報告する。
- ・ 火災発見の場合、身の安全を確保しながら、風下側の救助を必要とする人の発見と周囲の被災状況の確認を優先する。
- ・ 緊急パトロール部隊は、次に、救助を必要とする人の発見や安否確認の呼び掛け、家屋・擁壁の倒壊の有無、土砂災害の有無、電柱の倒壊・電線の垂れ下がりの有無、道路閉塞の有無などを調べ、【被害状況報告書】に記載すると共に、簡易無線機で適時報告する。
- ・ 緊急性の高い案件(火災、救助、避難など)を確認した場合は、簡易無線機で本部に適

時通報する。

- ・ 地域住民に対し、防災活動(安否確認、救出・救命・救護、搬送、消火の各活動)への協力を呼び掛ける(ハンドマイクを使っての呼び掛け、【協力要請チラシ】の配布)。
- ・ 安否確認結果を自主防災隊本部又は、緊急パトロール部隊に報告するよう呼び掛ける(発災直後の安否確認は、近隣住民相互の安否確認を基本とする)。

## ② 体制

- ・ 緊急パトロール部隊は、下表に示す通り 3 部隊編成し、各部隊は防災リーダー(緊急パトロール)と地域の協力者によって編成される。

部隊名	対象地域	部隊編成
緊急パトロール A 部隊	東急台支部 A	防災リーダー1名、協力者 3~4名
緊急パトロール B 部隊	東急台支部 B	防災リーダー1名、協力者 3~4名
緊急パトロール C 部隊	つつじが丘支部	防災リーダー1名、協力者 3~4名

## ③ 装備品及び資機材等

- ・ 緊急パトロール部隊で使用する主要装備品及び資機材等を【防災資機材・装備品一覧】に示す。

## (2) 消火部隊及び避難誘導部隊(その1)

### ① 活動内容

- ・ 火災に対する活動は、消火部隊と避難誘導部隊が連携して行う。火災現場によっては複数の消火部隊が連携することもある。
- ・ 火災現場に出動して消火活動を実施する。
- ・ 消火部隊の消火活動は、主に、延焼防止の消火活動である。
- ・ 消火部隊は、延焼の恐れがある場合は、追加の消火部隊を本部に要請する。
- ・ 消火部隊は、少なくとも 2 本の消火ノズルを使い消火する。
- ・ 消火部隊は、延焼が地区外におよぶ可能性がある場合は、速やかに本部に連絡する。
- ・ 避難誘導部隊は、延焼の可能性のある為、火災現場周辺(特に風下側)の住民に対して避難場所(避難広場)への避難を呼び掛け、避難場所(避難広場)へ誘導する。
- ・ 避難場所に避難したときは、延焼火災の危険性が無くなるまで避難誘導部隊もその場に待機し、本部との連携を保つ。
- ・ 避難ルートの決定は、道路閉塞の有無や使用する道路周辺の安全確認の為に本部情報班と連携して行う。また、避難ルートが他の地域にかかる場合は、関係する自主防災組織の本部情報班と連携して行う。

### ② 体制

- ・ 消火部隊は、下表に示す通り 2 部隊編成し、各部隊は防災リーダー(消火)と地域の協力者によって編成される。

部隊名	部隊編成
消火 A 部隊	防災リーダー1名、協力者 3~4名
消火 B 部隊	防災リーダー1名、協力者 3~4名

- ・ 避難誘導部隊は、下表に示す通り 3 部隊編成し、各部隊は防災リーダー(避難誘導)と地域の協力者によって編成される。

部隊名	部隊編成
避難誘導 A 部隊	防災リーダー1名、協力者 3~4名
避難誘導 B 部隊	防災リーダー1名、協力者 3~4名
避難誘導 C 部隊	防災リーダー1名、協力者 3~4名

### ③ 装備品及び資機材等

- ・ 消火部隊、避難誘導部隊(消火関連)で使用する主要装備品及び資機材等を【防災資機材・装備品一覧】に示す。

## (3) 救助部隊

### ① 活動内容

- ・ 救助部隊は、二次被害に合わないよう救出及び救命・救護活動を行う。
- ・ 救助部隊は、医療に繋げる必要のある負傷者がいる場合、本部に搬送部隊の出動を要請する。

## ② 体制

- ・ 防災リーダー(救助)と地域の協力者によって部隊を編成し活動する。

部隊名	部隊編成
救助 A 部隊	防災リーダー1名、協力者 4～5名
救助 B 部隊	防災リーダー1名、協力者 4～5名

## ③ 装備品及び資機材等

- ・ 救助部隊(消火関連)で使用する主要装備品及び資機材等を【防災資機材・装備品一覧】に示す。

## (4) 搬送部隊

### ① 活動内容

- ・ 搬送部隊は、負傷者の搬送を行う。
- ・ 搬送ルート決定は、道路閉塞の有無や使用する道路周辺の安全確認の為に本部情報班と連携して行う。
- ・ 搬送ルートが他の地域に係る場合は、係る自主防災組織の本部情報班と連携して行う。

### ② 体制

- ・ 防災リーダー(搬送)と地域の協力者によって部隊を編成し活動する。

部隊名	部隊編成
搬送 A 部隊	防災リーダー1名、協力者 4～5名
搬送 B 部隊	防災リーダー1名、協力者 4～5名

### ③ 装備品及び資機材等

- ・ 搬送部隊で使用する主要装備品及び資機材等を【防災資機材・装備品一覧】に示す。

## (5) 避難誘導部隊(その2)

### ① 活動内容

- ・ 避難誘導部隊は、自宅に住めなくなった避難者を避難施設に誘導する
- ・ 避難ルート決定は、道路閉塞の有無や使用する道路周辺の安全確認の為に本部情報班と連携して行う。また、避難ルートが他の地域に係る場合は、係る自主防災組織の本部情報班と連携して行うこともある。

### ② 体制

- ・ (2)消火部隊及び避難誘導部隊(その1)を参照。

### ③ 装備品及び資機材等

- ・ 避難誘導部隊(避難施設誘導)で使用する主要装備品及び資機材等を【防災資機材・装備品一覧】に示す。

## (6) 防火・防犯パトロール部隊

### ① 活動内容

- ・ 防火・防犯パトロールは、定期的に地域を巡回する。
- ・ 防火・防犯パトロール部隊は、主に防火・防災・防犯などの観点から地域を巡回する。パトロール中に火災を発見したら、自主防災隊本部に無線で連絡して消火部隊の出動を要請する。パトロール中に、異常(倒壊及び土砂崩れの兆候、道路閉塞など)を発見したら、自主防災隊本部情報班に無線で連絡(避難誘導部隊の派遣を要請)すると共に、関係する地域住民に避難を呼び掛ける。

### ② 体制

- ・ 防災リーダー(防火・防犯パトロール)と地域の協力者によって部隊を編成し活動する。
- ・ 緊急パトロール部隊が兼務する。

部隊名	部隊編成
防火・防犯パトロール A 部隊	防災リーダー1名、協力者 2～3名
防火・防犯パトロール B 部隊	防災リーダー1名、協力者 2～3名

### ③ 装備品及び資機材等

- ・ 防火・防犯パトロール部隊で使用する主要装備品及び資機材等を【防災資機材・装備品一覧】に示す。

## (7) 行方不明者の搜索

### 《活動内容》

- ・ 搜索部隊は、行政が行う行方不明者の搜索に協力する。

## (8) 避難施設の開設・運営支援

### ① 活動内容

- ・ 隊長又は副隊長は、成瀬台小・中学校避難施設(以下、避難施設と略称する)に開設部隊を派遣する。開設部隊は、【避難施設運営マニュアル・開設編】に基づいて、町田市避難施設指定職員や施設管理者(学校関係者)と共に避難施設を開設する。
- ・ 隊長又は副隊長は、避難施設から開設間近の連絡を受けて、避難施設に運営部隊を派遣する。運営部隊は、【避難施設運営マニュアル】に基づいて、町田市避難施設指定職員や避難者と共に避難施設の運営を手助けする。この支援は、避難者自治を実現することが目的である。
- ・ 避難施設は、避難者の収容(避難生活の場を提供)以外に、災害時の情報拠点、支援物資等の集積拠点としての役割がある。何れも、避難施設に居住する避難者だけでなく、在宅避難者に対しても機能しなければならない。避難施設において、在宅避難者に対応する活動を担う部隊は、各地域組織から派遣する必要がある。

〈情報拠点〉

避難施設において、行政と地域住民、双方向の情報伝達を仲立ちする。

〈支援物資配給拠点〉

物資の荷下ろし、仕分け、保管管理、配給窓口業務 など。

〈給水拠点(応急給水栓の管理)〉

避難施設の応急給水栓において在宅避難者向け給水活動を行う。

### ② 体制

- ・ 開設部隊を編成する(各地区自主防災隊から3名以上)。
- ・ 運営部隊を編成する(各地区自主防災隊から2名以上)。
- ・ 情報拠点機能及び在宅避難者向け給水と物資の支援を担う部隊を編成し、派遣する(各地区から2名以上)。

## 7.8. 在宅避難者支援

在宅避難者支援とは、在宅避難者と行政間の情報伝達(「行政からの情報」は主に避難施設から発せられるものを言う)、要配慮世帯への在宅避難者支援、避難施設で受け取れる水(応急給水栓)・食料物資の配給支援、生活再建支援等である(在宅避難者支援プログラム)。これらの支援は、玉川学園町内会第六地区が担う。玉川学園第六地区自主防災隊は、この支援活動に協力する。

在宅避難者支援プログラム

### (1) 配給支援

在宅避難者向けの緊急物資(食料や衣類、生活必需品)や飲料水の配給は、避難施設(避難所)で行われる。本プログラムは、避難施設(避難所)まで、種々の事情で受取りに行けない世帯に配給を行う取り組み。班又はユニットごとに支援部隊を結成し、要望の聞き取りと物資の配達をおこなう。

- ・対象者の要望を聞き、纏める(支部・班)
- ・避難施設に要望を伝える(支部・班)
- ・避難施設から物資を運搬し、対象の各戸に配達

物資について:

発災後数日間は、町田市が備蓄している食料や物資に限られる。その後、国や都のプッシュ型物資も対象となる。更に、1～2週間後は、プル型物資や各地方から送られてきた救援物資も対象となる。

### (2) 生活再建支援

生活再建を進めるためには、り災証明書の取得が必要となる。り災証明書の取得後も、各種支援制度を理解し諸手続きを進めることが困難な住民を対象に、相談窓口の紹介等を支援する。

## 活動内容

### ① 情報伝達

- ・在宅避難者の把握と組織化(【在宅避難者名簿】の作成)を進める。
- ・在宅避難者への配給情報や給水情報など、行政等からの重要事項の伝達を行う。
- ・地域の被災状況、復旧状況などを、避難施設を介して、町田市に報告する。
- ・在宅避難者からの要望をまとめて、避難施設を介して、町田市に要請する(特に、食料・生活必需品の要望については、プル型支援 300 品目から選択してもらう)。

### ② 配給支援

- ・在宅避難者への物資配給拠点である避難施設に配給業務を担う人員を派遣する。
- ・避難施設に受取りに行けない世帯《要配慮世帯》を把握(町内会支部・班の聞き込み、見守りマップなどを活用)し、緊急物資・水・食料・生活必需品の運搬配給支援を行う。

### ③ 生活再建支援

- ・生活再建支援は、災害対策基本法のもと行政によって行われる。対象となる地域の地域組織は生活再建が円滑かつ迅速に進むよう活動する。
- ・(注)公的支援の申請や応急仮設住宅入居の申請には、「り災証明書」が必要となる。これらの申請は申請期限があり、自ら役所等に出向いて申請しなければならない。避難行動要支援者の中には、頼る家族がおらず、自ら動けない人や、自ら申請手続きができない人がいる。この支援の目的は、このような人を支援し、行政と結び付けることが狙いである。
- ・「り災証明書」が必要な公的支援
  - ◇ 被災者生活再建支援金
  - ◇ 災害援護資金
  - ◇ 税金の免除
  - ◇ 災害復興住宅融資
  - ◇ 応急仮設住宅の入居 など
- ・生活再建に係る諸手続きの内、地域住民が行うべき申請手続き(詳細は旧版東京防災 P253～P259 を参照、新版東京防災 P254～P262 を参照、)において自ら申請が困難な住民を対象に町田市の生活再建窓口の紹介などを支援する。

### ④ その他の支援

- ・復旧の進捗を見守り、問題(復旧の遅れや復旧の見落としなど)があれば住民代表として、行政と話し合う。

## (2) 体制

### ① 支援体制

- ・ 町内会の組織を活用して、地区・支部ごとに情報伝達体制や配給支援体制などを確立する。
- ・ この活動は、地区長が主導し、支部長や副支部長が補佐する。
- ・ 地区長、支部長、班長(班長のほかに情報担当を置くことを推奨する)が被災し活動できない場合は、平時から、それぞれ複数の代理を置き活動できるように体制を組むこと。

### ② 情報伝達

- ・ 情報の流れ: 市民センター⇄避難施設(指定職員)⇄自主防災隊(隊長・情報班長)⇄支部長又は地区長⇄班長⇄住民
- ・ 情報の流れに沿って体制を組む。
- ・ 伝達手段は、下記の通り。
  - ◇ 避難施設と自主防災隊間の伝達は、無線機(又は携帯電話)の使用又は手渡しによる。
  - ◇ 緊急性・重要性の高い情報は、ポストイン
  - ◇ 重要性は高いが緊急性がない情報は、回覧
  - ◇ 緊急性・重要性ともに高くないものは、掲示板

### ③ 配給支援

- ・ 配給支援は、班又は複数班をまとめたユニット単位で行う。ユニットは 20 世帯前後の規模とする。複数班をまとめたユニットの場合、各班長の中から代表班長を互選する。
- ・ コメント: 運搬手段(リヤカーなど)の確保、運搬経路図(複数経路)、運搬の頻度、人員の確保等を。道路が使用できる場合は、自動車等の活用も織り込む。
- ・ コメント: 避難施設以外に配給拠点を設けるアイデアもあるが、行政の対応や運営体制に課題がある。

## (3) 装備品及び資機材等

在宅避難者への配給支援で使用する主要装備品及び資機材等を【防災資機材・装備品一覧】に示す。

## 8. 平時の活動概要

発災時の防災活動は、地区自主防災隊に所属する防災リーダーと地域住民が協同で防災活動を遂行する(緊急パトロールと安否確認、消火、避難誘導、救出、救命救護、搬送、避難施設開設、避難施設運営、在宅避難者支援など)。これらの防災活動を円滑かつ確実に実行する為に、平時に於いて、下記の活動を推進する。

- ・ 防災リーダーの育成やスキルアップの為に活動(研修、訓練、資格取得など)
- ・ 地域住民の防災意識の高揚と啓発
- ・ 地域住民の防災力アップ(防災学習会、防災訓練など)
- ・ 防災資機材・装備品の充実

これらの防災活動の内、地区自主防災隊が主管する活動については、毎年度、地区自主防災隊の年間活動計画に記載し、実行する。

## 9. 平時の活動

### 9.1. 人材育成

#### (1) 防災リーダー育成プログラム

- ・ 本プログラムによって、発災時の各活動(救出救護、消火、避難誘導、搬送など)で現場のリーダーとなる人材を育成する(玉川学園自主防災隊長会議)。

##### 【育成プログラムについて】

地域住民で、防災活動に関心があり、地域の防災訓練等に参加したことのある人を対象に、一定の条件を満たした人を発災時の防災リーダーと認定する制度である。下記の条件をすべて満たしたときに防災リーダーと認定する。

- ・ 東京都主催の防災市民組織リーダー研修(又は同等な研修)を修了していること
- ・ 町田消防署主催の防火防災コーディネーター講習会(又は同等な講習会)を修了していること、又は救命技能認定(普通救命講習)又は応急処置技能認定(上級救命講習)又は防災士の資格を有すること(何れか一つ満たしていればよい)
- ・ 地区自主防災隊で2年以上活動していること

上記研修や講習会(防火防災コーディネーター講習会、普通救命講習、上級救命講習)にかかる費用を補助する制度が玉川学園町内会にある(但し、補助の対象は修了又は認定時又は更新時の受講のみ)。

また、救出活動などに必要なチェーンソーやエンジンカッターの取り扱いについては一定の講習を必要とする。

#### (2) 防災訓練

防災リーダー及び候補を対象に、下記の防災学習と防災訓練を実施する。

- ・ 防災図上演習
  - ◇ 地区防災計画及び各マニュアル・手順書、本部用防災地図等を使い、発災時の本部及び各活動部隊の活動を図上演習する。
  - ◇ 図上演習は、図上シミュレーション型演習又はロールプレイング型演習とする。
  - ◇ 災害時に起こりえる状況等を記述した詳細な【付与票】を適時、参加者に渡し、付与された状況下での対応(情報収集、処理、伝達など)を検討・決定することにより演習を進行させる。
  - ◇ 演習結果を受け、地区防災計画及び各マニュアル・手順書等の不備を修正する。
- ・ 防災拠点・本部設営訓練
  - ◇ 【防災拠点配置図】及び【防災拠点設置手順書】を基に防災拠点・本部を設営する。
- ・ デジタル簡易無線機(登録局)を使った通話訓練
- ・ 緊急パトロール・安否確認訓練
- ・ 消火訓練
- ・ 避難誘導訓練
  - ◇ 昭和薬科大学多目的グラウンドなどの避難広場への避難誘導訓練の実施。
- ・ 救助訓練
  - ◇ 救出訓練の実施。
  - ◇ 救命訓練の実施。
  - ◇ 救護訓練の実施。
- ・ 搬送訓練
  - ◇ 成瀬台小学校まで搬送する訓練の実施(成瀬台小学校に震災時医療拠点が開設される)。
- ・ 防火・防犯パトロール訓練(平時に実施している防犯パトロールの一部に組み込む)。
- ・ 避難施設開設訓練
- ・ 避難施設運営訓練

#### (3) 研修

- ・ 地区防災計画学習会
- ・ 防災リーダー研修(玉川学園自主防災隊長会議)

### 9.2. 地区防災計画及び防災資機材の整備・充実

年間の防災活動の総括や地区防災計画学習会の結果を受けて、地区防災計画の見直しを進

める。また、各種マニュアルや手順書・帳票類の整備、防災資機材の充実を進める。

地区自主防災隊に地区防災計画検討委員会を設置して、改定案及び整備案(新規追加の項目や新規の各種マニュアル及び手順書・帳票類)、防災資機材の整備案の作成を行う。

### 9.3. 地域の防災力強化

地域の防災力強化の為、下記の取組みを通じて地域住民の防災意識の高揚と啓発を推進する。

#### (1) 防災訓練

- ・ 総合防災訓練(成瀬台小・中学校避難施設運営会議)
  - ◇ 総合防災訓練の実施。
- ・ 地区防災訓練
  - ◇ 初期消火、スタンドパイプによる消火、AED・心肺蘇生など。
- ・ 安否確認訓練(+白いタオル出し)の実施
- ・ 各家庭向け防災訓練
  - ◇ おうちで防災訓練の実施(成瀬台小・中学校避難施設運営会議)。
- ・ 避難施設開設・運営訓練(成瀬台小・中学校避難施設運営会議)

#### (2) 防災学習会

- ・ 防災体験学習(玉川学園自主防災隊長会議)
- ・ 防災勉強会(玉川学園自主防災隊長会議)
- ・ 地区防災計画学習会

#### (3) その他

- ・ 避難施設運営マニュアルの作成・整備(成瀬台小・中学校避難施設運営会議)
- ・ 「ひなん施設だより」の発行(成瀬台小・中学校避難施設運営会議)
- ・ 「地区防災」仮称の発行

## 10. 改訂記録

- 初版作成……………2024年6月7日
- 第2版作成……………2024年12月15日  
主な改定内容:組織図の間違い訂正
- 第3版作成……………2025年6月29日  
避難広場における対応の追記及び語句の間違い訂正
- 第4版作成……………2025年12月20日  
避難広場における対応の追記及び語句の間違い訂正
- 第5版作成……………2026年2月28日  
図版の追加及び語句の間違い訂正
- 第6版作成……………2026年4月28日  
用語定義・発災の修正および避難広場の名称の訂正等

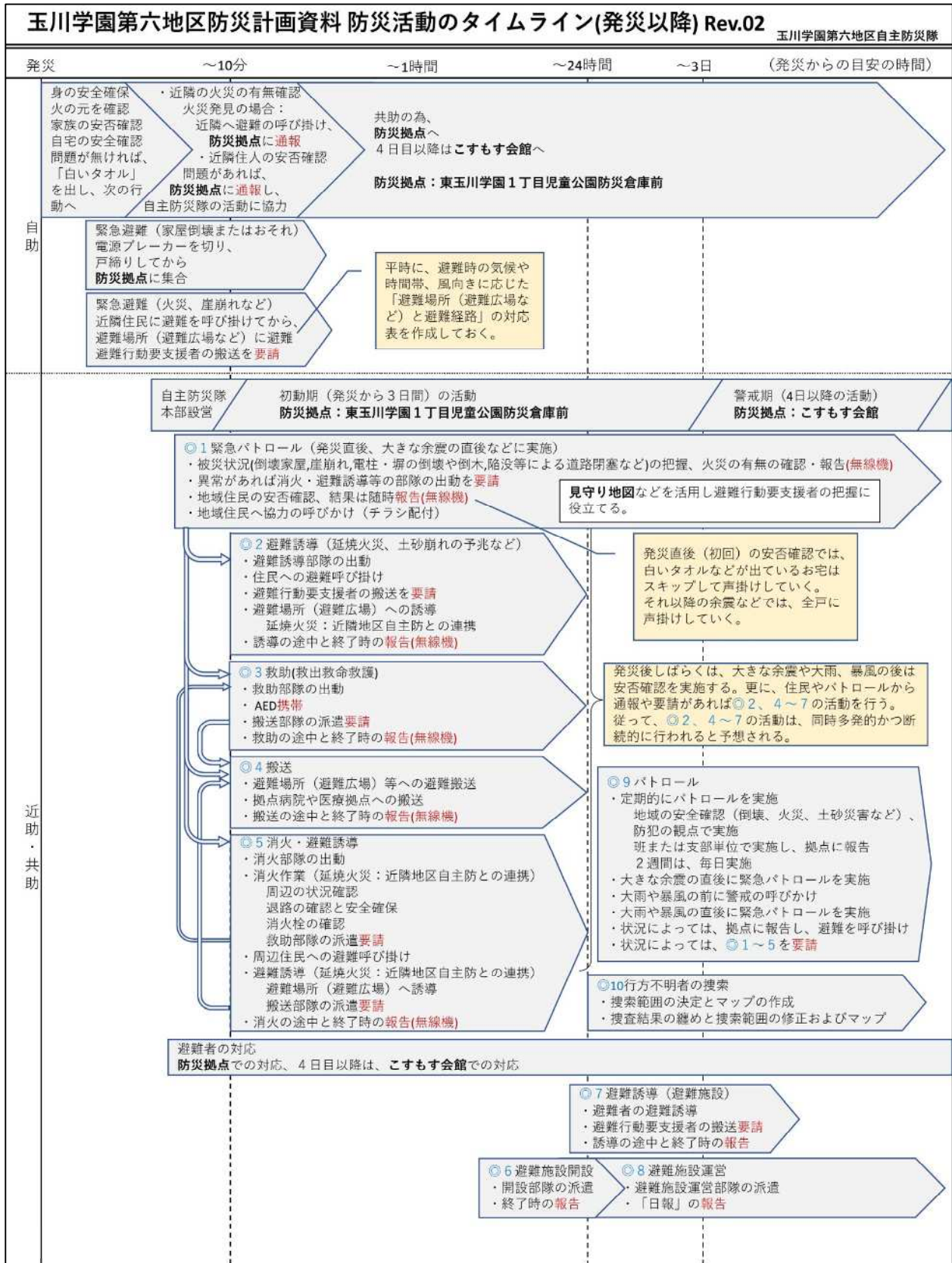
以上

## 11.《関係資料索引》

安安否情報届.....	11
安否確認票.....	7
<b>安否確認表</b> .....	7
<b>協力要請チラシ</b> .....	17, 29
<b>見守り地図</b> .....	7, 11
<b>在宅避難者名簿</b> .....	20
自主防災本部と活動部隊の通信(1).....	16
自主防災本部と活動部隊の通信(2).....	16
<b>被害状況報告書</b> .....	16
被災状況記録簿.....	14
避難行動要支援者名簿.....	6
避難施設運営マニュアル.....	19, 23
避難者登録票.....	7, 15
避難者名簿.....	7
編成表.....	11, 13, 29
<b>防災マップ</b> .....	9, 27
防災拠点設置手順書.....	22
<b>防災拠点配置図</b> .....	6, 13, 22, 28
防災資機材・装備品一覧.....	15, 17, 18, 21
本部用防災地図.....	14, 22, 27

## 12. 資料

### 12.1. 防災活動のタイムライン I

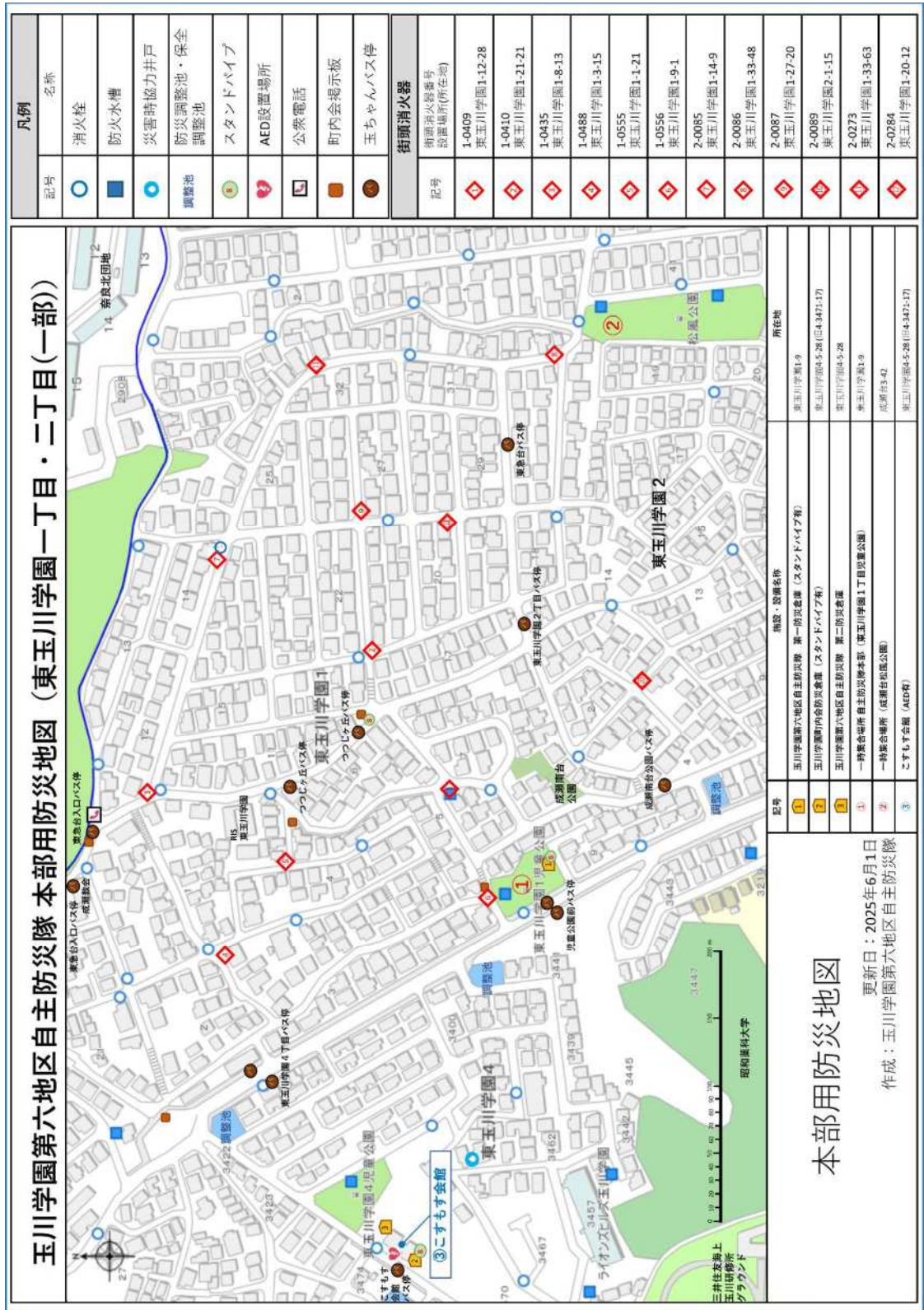


## 12.2. 防災活動のタイムライン II

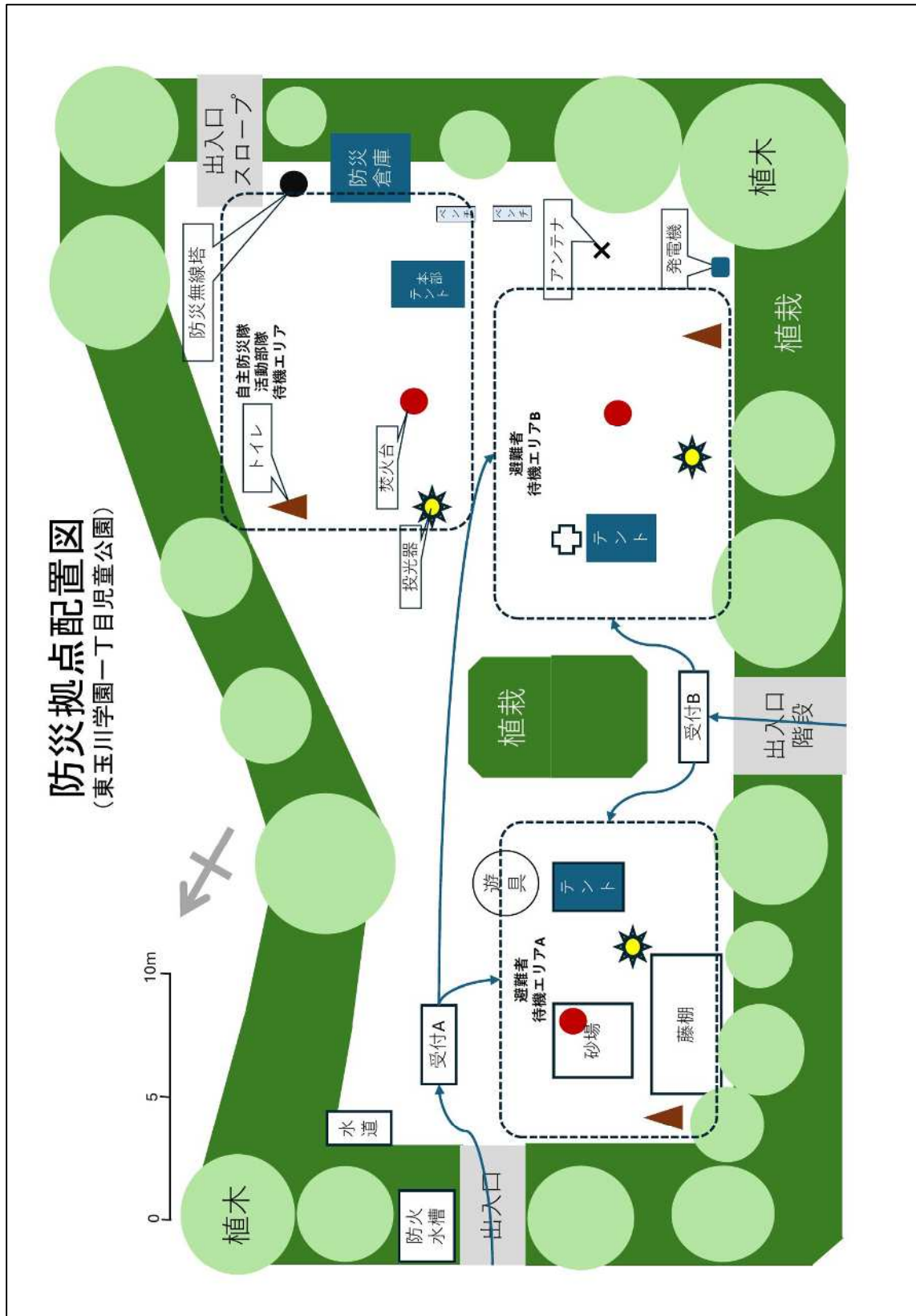
玉川学園第六地区防災計画資料 防災活動のタイムライン(発災以降) II Rev.02 <span style="float: right;">玉川学園第六地区自主防災隊</span>					
発災	～10分	～1時間	～24時間	～3日間	(発災からの目安の時間)
近 助 ・ 共 助	<p>◎11 自主防災隊本部の活動</p> <p>主な活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動拠点の設営</li> <li>・各防災活動（緊急パトロール、救助(救出救命救護)、搬送、消火、避難誘導、防火防犯パトロール）の統括</li> <li>・地域の他の自主防災組織との連携</li> <li>・避難者支援（防災拠点での支援、避難施設への誘導）の取りまとめ</li> <li>・在宅避難者支援（玉川学園町内会第六地区と協同）</li> <li>・各種情報活動（◎13本部情報班の活動を参照）</li> <li>・避難施設への人員の派遣（避難施設開設、避難施設運営）</li> <li>・避難施設との連携</li> <li>・地域連携（地区社会福祉協議会、地域の医療機関および介護・福祉施設、教育機関、商店会、地域コミュニティーなど）</li> <li>・活動資金および資機材の確保・管理</li> </ul>				
	<p>◎12 自主防災隊本部情報班の活動</p> <p>玉川学園町内会第六地区支部の班長（または代理）を本部情報班の所属とする 支部の班長は、本部に留まることなく班に留まり情報活動を行う</p> <p>主な活動：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の把握および近隣の自主防災組織との被害状況の共有</li> <li>・被害状況の報告（避難施設の指定職員へ）</li> <li>・地域住民へ協力の呼びかけ（活動への参加呼びかけ、救援物資の提供呼びかけ、など）（チラシ配付）</li> <li>・避難者（避難施設入居者）の把握</li> </ul> <p>通信手段：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話回線やネットワーク回線が復旧するまでは、下記の伝達手段を活用する</li> <li>・携帯無線機、スマホ（StarLink対応）</li> </ul>				
	<p>◎13 玉川学園町内会第六地区の活動</p> <p>主な活動：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅避難者の把握（在宅避難者名簿の作成）</li> <li>・在宅避難者支援プログラムの説明と募集</li> <li>・在宅避難者への情報提供（配給日など）</li> <li>・在宅避難者からの要望をまとめ、避難施設経由で行政等に要望(含む、食料や物資)</li> </ul> <p>連絡手段：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話回線やネットワーク回線が復旧するまでは、下記の伝達手段を活用する</li> <li>・携帯無線機、スマホ（StarLink対応）</li> <li>・情報チラシのポストインや回覧</li> <li>・各戸訪問</li> <li>・掲示板</li> </ul>				
	<p>在宅避難者支援プログラム</p> <p>(1) 配給支援</p> <p>在宅避難者向けの緊急物資（食料や衣類、生活必需品）や飲料水の配給は、避難施設（避難所）で行われる。本プログラムは、避難施設（避難所）まで、種々の事情で受け取りに行けない世帯に配給を行う取り組み。班またはユニットごとに支援部隊を結成し、要望の聞き取りと物資の配達をおこなう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者の要望を聞き、纏める（支部・班）</li> <li>・避難施設に要望を伝える（支部・班）</li> <li>・避難施設から物資を運搬し、対象の各戸に配達</li> </ul> <p>物資につて：</p> <p>発災後数日間は、町田市が備蓄している食料や物資に限られる。その後、国や都のプッシュ型物資も対象となる。さらに1～2週間後は、プル型物資や各地方から送られてきた救援物資も対象となる。</p> <p>(2) 生活再建支援</p> <p>生活再建を進めるためには、被災証明書の取得が必要となる。被災証明書の取得後も、各種支援制度を理解し諸手続きを進めることが困難な住民を対象に、相談窓口の紹介等を支援する。</p>				
	<p>◎14 在宅避難者支援（配給支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設から水・物資を運搬し、対象の各戸に配達</li> </ul>				
<p>◎15 在宅避難者支援（生活再建支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者を把握し、町田市の相談窓口を紹介する</li> </ul>					

### 12.3. 本部用防災地図

本部の指揮所で使用する。実物は、A2 および A1 サイズ。地域住民に配付の防災マップは A3 サイズ(タイトルが異なるが、地図部分は共通)。



## 12.4. 防災拠点配置図



## 12.5. 編成表

編成表の例を示す。

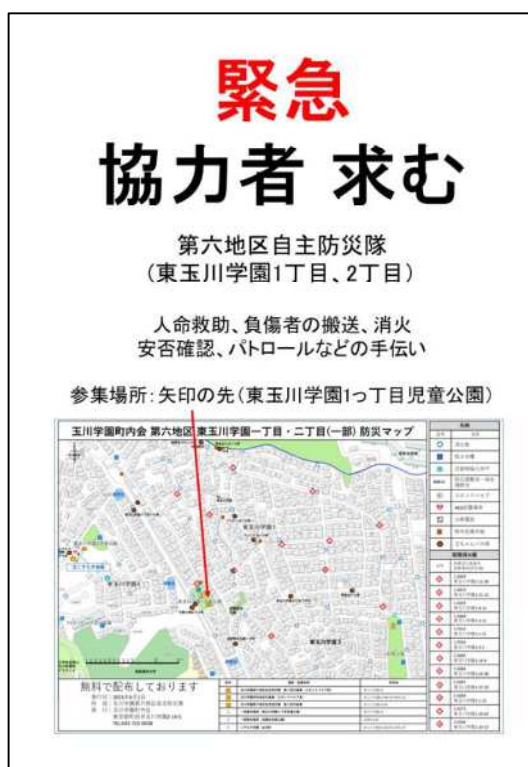
担当名	人数	1	2	3	4	5
隊長・副隊長（各1名）	2	大蔵 花子	金井 浩二	根岸 伸介	金森 英二	町田 太郎
情報班長・副班長（各1名）	2	小川 太郎	木曾 恵美	玉川 武司	金森 英二	小山 健一
本部避難者支援担当	2	広袴 翔太	本町田 咲	玉川 武司	矢部 明子	高坂 信之
本部救護担当	2	鶴川 陽子	真光寺 哲	中町 和子	山崎 信一	根岸 早苗
防災リーダー(緊急パトロール)	3	図師 信也	森野 雄三	南大谷 哲	南町田 健	成瀬台 徹
防災リーダー(消火)	2	相原 桜子	矢部 隆司	三輪 一繁	藤乃台 博	図師 恵一
防災リーダー(避難誘導)	3	山崎 二郎	野津田 茂	高ヶ坂 連	筑紫乃 初	金井 吾郎
防災リーダー(救助)	2	南大谷 忠	薬師 京子	境川 真理	町田 友恵	広袴 幸子
防災リーダー(搬送)	2	忠生 大輔	高坂 浩史	薬師台 衛	鶴川 浩二	森野 涼子
防災リーダー(防火パトロール)	2	緊急パトロール部隊が兼務				
防災リーダー(施設開設)	1	成瀬 良子	鶴間 一平	木曾 義武	・・・	・・・
防災リーダー(施設運営)	1	原町田 直	真光寺 哲	小川 昌子	・・・	・・・

《編成表による割り振り方法》

発災時に参集できた人の中から編成表の上段の番号順に役割を割り振る。ある行の参集者が全員いない場合は、次の行から割り振る。参集した人でかつ選に漏れた人は、担当の防災リーダーを補佐する。

## 12.6. 協力要請チラシ

発災後の活動は、多岐に亘り、緊急性も高い。従って、自主防災隊の活動メンバーだけでは、人手が足りず、地域住民の協力が不可欠である。そこで、緊急パトロール中に、防災活動への協力を呼び掛け、多くの協力者を募る。呼び掛けと共に、活動内容や参加時の服装、持参する携帯品、集合場所などを明記したチラシ(下図)を配布する。



## 12.7. 手順書 情報 010-自主防災隊本部と活動部隊の通信

**自主防災隊本部と活動部隊の通信 (1)** Rev.02 **情報 010**

★ 発災時における玉川学園第六地区自主防災隊本部と活動部隊の通信手順を示す

★ 無線機の使用チャンネルは、26チャンネルとする

★ 無線交信の手順は裏面を参照

**□ 活動部隊 → 自主防災隊本部**

- 緊急パトロール隊の活動状況などを自主防災隊本部に報告する
- 消防部隊の活動状況などを自主防災隊本部に報告する
- 救出部隊の活動状況などを自主防災隊本部に報告する
- 現在地の情報はスマホで確認する（通信が途絶してもGPS機能は生きていますので使用できる）。東玉川学園1丁目2丁目であれば北緯(35度33分)0秒、東経(139度28分)0秒のカッコ内は省略できる（度:、分:、秒:）緯度の1秒は30m、経度の1秒は25mなので出火している家や隣家の表札を見て補足する（例、□さんの右隣、□さんの左3軒先）（注）○は数字、□は名前など
- GoogleMapにオフラインマップという機能がある。通信が途絶してもMapを利用できる
- 参考情報：地図上の緯度経度を確認するサイト  
<https://user.numazu-ct.ac.jp/~tsato/webmap/sphere/coordinates/advanced.html>

<b>通信事項</b>	<p>発話事例（○は数字、□は名前など）</p> <p>事象発生時の通報 （この後に部隊の出動要請が続く場合が多い）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火災発見、北緯○秒、東経○秒、□さんの家、煙の色や勢い、風の向き、炎が見えるかなど（注：風の向きとは、風が吹いてきた方向。北風は北から南に吹く風）</li> <li>道路閉塞を発見、北緯○秒、東経○秒、□さんの家の前、道路を塞いでいるもの（電柱の倒壊、塀・擁壁の倒壊、家屋の倒壊、倒木、土砂崩れなど）、塞いでいる状況（電線が垂って危険、人は通れない、完全に塞がっている、崩れて塞がる恐れがある など）</li> <li>倒れている人を発見、北緯○秒、東経○秒、□さんの家の前、倒れている人の様子（意識がない、呼吸していない、意識があるが動けない、顔から血が出ている、など）</li> <li>救助要請、北緯○秒、東経○秒、□さんの家、状況（家人や隣人からの要請が発見か、助けを求めた音（声、たたく音、笛の音）が聞こえるなど）</li> </ul> <p>被災状況の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家屋の倒壊状況</li> <li>塀や擁壁の崩壊、電柱や立ち木等の倒壊などの箇所○件、</li> <li>道路の閉塞（不通）箇所○件</li> </ul> <p>部隊の出動要請 （部隊が本部以外にいる場合や、部隊が他の部隊の出動を要請する場合など）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防部隊の出動を要請する、北緯○秒、東経○秒、□さんの家</li> <li>救出部隊の出動を要請する、北緯○秒、東経○秒、□さんの家</li> <li>搬送部隊の出動を要請する、北緯○秒、東経○秒、□さんの家、○人の搬送、搬送先（あけぼの病院、成瀬台小学校震災時医療拠点など）、対象者の状態（意識の有無、骨折の有無、出血の有無など）</li> <li>避難誘導の要請、北緯○秒、東経○秒、原因となる状況説明（火災や延焼の状況と風向き、土砂災害の状況など）</li> </ul> <p>活動状況の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火災や消火の状況を本部に報告する</li> <li>救出の状況を本部に報告する</li> <li>避難誘導の状況を本部に報告する</li> <li>搬送の状況を本部に報告する</li> </ul>
-------------	---

**□ 無線交信の手順**

- 最初の交信で、感明度（通信状態）の確認を行う
- 無線交信に於いては、相手の呼び出しから始まり、相手側の応答の後に、伝達内容の通信（通信事項）を行う
- 相手側は、一件の通信ごとに、伝達内容に対し回答（解指）する
- 聞き取れなかった場合は、聞き返す手順もある

項目	通信方法
呼出	<p>相手を呼び出す 応答するまで一定間隔で呼び出す（間隔は、10秒間隔で3回、1分間隔で3回、10分間隔で3回とし、以降は30分固定とする）</p> <p>「○から□□、応答ねがいます」 例：「緊急パトロール隊から第六地区本部、応答ねがいます」</p>
応答	<p>呼び出しへの応答（最初の交信では感明度を確認する）</p> <p>「□□です。（メリット△。）どうぞ」 例：「第六地区本部です。メリット5。どうぞ」</p>
通信	<p>伝達内容の通信</p> <p>「○□です。（メリット△。）（通信事項）どうぞ」 例：「緊急パトロール隊です。メリット4。火災発見、北緯○秒、東経○秒、□さんの家、黒い煙が勢よく立ちのぼっている。南東の風、炎は見えない、消防部隊の出動を要請します。どうぞ」</p>
解指	<p>伝達内容に対する回答を通信（できるだけ（通信事項）を復唱します）</p> <p>「□□です。了解」または「□□です。復唱します（通信事項）、了解」 例：「第六地区本部です。了解」</p> <p>伝達内容が不明確な場合の通信要求</p> <p>「□□です。繰り返し。どうぞ」 例「第六地区本部です。繰り返し。どうぞ」</p>
通信終了	<p>通信を終了する</p> <p>「以上○□」 例「以上 緊急パトロール隊」</p>

（注）○□の箇所は、発信元の名称。□□の箇所は、相手の名称。△の箇所は、メリットの番号。

**□ 感明度の応答基準**

メリット	感明度
5	非常に明確に聞き取れる
4	音が多少あるが、明確に聞き取れる
3	音声が多少断続するが、通信内容は十分聞き取れる
2	音声が断続し通信内容が聞き取れない
1	通信内容がほとんど聞き取れない

## 12.8. 手順書 情報 010-自主防災隊本部と活動部隊の通信

**自主防災隊本部と活動部隊の通信 (2)** Rev.03 **情報 011**

★ 発災時における玉川学園第六地区自主防災隊本部と活動部隊の通信手順を示す

★ 無線機の使用チャンネルは、26チャンネルとする

★ 無線交信の手順は裏面を参照

**□ 活動部隊 → 自主防災隊本部**

- 避難誘導隊の活動状況などを自主防災隊本部に報告する
- 搬送部隊の活動状況などを自主防災隊本部に報告する
- 現在地の情報はスマホで確認する（通信が途絶してもGPS機能は生きていますので使用できる）。東玉川学園1丁目2丁目であれば北緯(35度33分)0秒、東経(139度28分)0秒のカッコ内は省略できる（度:、分:、秒:）緯度の1秒は30m、経度の1秒は25mなので出火している家や隣家の表札を見て補足する（例、□さんの右隣、□さんの左3軒先）（注）○は数字、□は名前など
- GoogleMapにオフラインマップという機能がある。通信が途絶してもMapを利用できる
- 参考情報：地図上の緯度経度を確認するサイト  
<https://user.numazu-ct.ac.jp/~tsato/webmap/sphere/coordinates/advanced.html>

<b>通信事項</b>	<p>発話事例（○は数字、□は名前など）</p> <p>事象発生時の通報 （この後に部隊の出動要請が続く場合が多い）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火災発見、北緯○秒、東経○秒、□さんの家、煙の色や勢い、風の向き、炎が見えるかなど（注：風の向きとは、風が吹いてきた方向。北風は北から南に吹く風）</li> <li>道路閉塞を発見、北緯○秒、東経○秒、□さんの家の前、道路を塞いでいるもの（電柱の倒壊、塀・擁壁の倒壊、家屋の倒壊、倒木、土砂崩れなど）、塞いでいる状況（電線が垂って危険、人は通れない、完全に塞がっている、崩れて塞がる恐れがある など）</li> <li>倒れている人を発見、北緯○秒、東経○秒、□さんの家の前、倒れている人の様子（意識がない、呼吸していない、意識があるが動けない、顔から血が出ている、など）</li> <li>救助要請、北緯○秒、東経○秒、□さんの家、状況（家人や隣人からの要請が発見か、助けを求めた音（声、たたく音、笛の音）が聞こえるなど）</li> </ul> <p>被災状況の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家屋の倒壊状況</li> <li>塀や擁壁の崩壊、電柱や立ち木等の倒壊などの箇所○件、</li> <li>道路の閉塞（不通）箇所○件</li> </ul> <p>部隊の出動要請 （部隊が本部以外にいる場合や、部隊が他の部隊の出動を要請する場合など）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防部隊の出動を要請する、北緯○秒、東経○秒、□さんの家</li> <li>救出部隊の出動を要請する、北緯○秒、東経○秒、□さんの家</li> <li>搬送部隊の出動を要請する、北緯○秒、東経○秒、□さんの家、○人の搬送、搬送先（あけぼの病院、成瀬台小学校震災時医療拠点など）、対象者の状態（意識の有無、骨折の有無、出血の有無など）</li> <li>避難誘導の要請、北緯○秒、東経○秒、原因となる状況説明（火災や延焼の状況と風向き、土砂災害の状況など）</li> </ul> <p>活動状況の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火災や消火の状況を本部に報告する</li> <li>救出の状況を本部に報告する</li> <li>避難誘導の状況を本部に報告する</li> <li>搬送の状況を本部に報告する</li> </ul>
-------------	---

**□ 無線交信の手順**

- 最初の交信で、感明度（通信状態）の確認を行う
- 無線交信に於いては、相手の呼び出しから始まり、相手側の応答の後に、伝達内容の通信（通信事項）を行う
- 相手側は、一件の通信ごとに、伝達内容に対し回答（解指）する
- 聞き取れなかった場合は、聞き返す手順もある

項目	通信方法
呼出	<p>相手を呼び出す 応答するまで一定間隔で呼び出す（間隔は、10秒間隔で3回、1分間隔で3回、10分間隔で3回とし、以降は30分固定とする）</p> <p>「○から□□、応答ねがいます」 例：「緊急パトロール隊から第六地区本部、応答ねがいます」</p>
応答	<p>呼び出しへの応答（最初の交信では感明度を確認する）</p> <p>「□□です。（メリット△。）どうぞ」 例：「第六地区本部です。メリット5。どうぞ」</p>
通信	<p>伝達内容の通信</p> <p>「○□です。（メリット△。）（通信事項）どうぞ」 例：「緊急パトロール隊です。メリット4。火災発見、北緯○秒、東経○秒、□さんの家、黒い煙が勢よく立ちのぼっている。南東の風、炎は見えない、消防部隊の出動を要請します。どうぞ」</p>
解指	<p>伝達内容に対する回答を通信（できるだけ（通信事項）を復唱します）</p> <p>「□□です。了解」または「□□です。復唱します（通信事項）、了解」 例：「第六地区本部です。了解」</p> <p>伝達内容が不明確な場合の通信要求</p> <p>「□□です。繰り返し。どうぞ」 例「第六地区本部です。繰り返し。どうぞ」</p>
通信終了	<p>通信を終了する</p> <p>「以上○□」 例「以上 緊急パトロール隊」</p>

（注）○□の箇所は、発信元の名称。□□の箇所は、相手の名称。△の箇所は、メリットの番号。

**□ 感明度の応答基準**

メリット	感明度
5	非常に明確に聞き取れる
4	音が多少あるが、明確に聞き取れる
3	音声が多少断続するが、通信内容は十分聞き取れる
2	音声が断続し通信内容が聞き取れない
1	通信内容がほとんど聞き取れない

以上